

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市有岡町若宮一三番地、最後の住所京都市上京区出水通土屋町東入東神明町二九〇番地一エクスレント聚楽第

被相続人 亡 四方 貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

京都市中京区烏丸通六角下る七観音町六四〇鳥丸センタービル四階 畑中法律事務所
相続財産清算人 弁護士 垣田貢仁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山市東高松二丁目二番地、最後の住所和歌山市中島八四番地四パレロワイヤル中島四〇五号 被相続人 亡 上田 豊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

和歌山市西丁一七番地内田ビル二〇一号 北山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北山 武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡八頭町橋本一一四番地、最後の住所鳥取県八頭郡八頭町橋本一一四番地

被相続人 亡 田中 壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

鳥取県鳥取市元魚町二丁目一〇五番地アイシンビル五階
相続財産清算人 弁護士 吉岡 伸幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二二番地、最後の住所島根県隠岐郡隠岐の島町都万一七九一番地一

被相続人 亡 渡辺 泰江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

松江市南田町一三〇番地一フォートビル二階 熱田・廣澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 廣澤 努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡海士町大字知々井四〇五番地、最後の住所島根県隠岐郡西ノ島町大字宇賀六九七番地 被相続人 亡 松下みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

松江市南田町一三〇番地一フォートビル二階 熱田・廣澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 廣澤 努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市山科町六一番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 岸本 久一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

事務所岡山市北区南方一丁目六番五号 司法ビル五階
相続財産清算人 弁護士 石井 克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県津奈木町大字千代二二一三番地、最後の住所岡山県倉敷市連島町連島二〇一五番地一一 被相続人 亡 若嶋 朝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

岡山県倉敷市児島下の町八丁目五番一七号 相続財産清算人 司法書士 高岩 浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡まんのう町七箇一八七番地四、最後の住所香川県仲多度郡まんのう町七箇一八〇番地一 被相続人 亡 片岡 弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階 相続財産清算人 弁護士 勝村 真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区大字枝光一一一四番地三、最後の住所福岡県北九州市若松区東二島二丁目二番四五号 被相続人 亡 堤 幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

福岡県北九州市小倉北区魚町三丁目三番二〇号 相続財産清算人 梯 輝元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区山本通一丁目三六番地、最後の住所長崎県雲仙市国見町土黒丙六八番地二 社会福祉法人月光園 被相続人 亡 北谷 好美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

長崎県諫早市福田町四七番四三号 相続財産清算人 荒瀬 嘉道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市城南町六番地二六、最後の住所鹿児島市吉野町一〇〇四番地一三船病院 被相続人 亡 春田せつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十九日

鹿児島市吉野町九二〇四番地三四 司法書士田中孝史事務所 相続財産清算人 司法書士 田中 孝史

第49期決算公告

令和8年5月29日

新潟県上越市頸城区西福島267番地1

Shin.Etsu直江津産業株式会社

代表取締役社長 梅澤 浩

貸借対照表の要旨

(令和8年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資の産部	流動資産	979,300
	固定資産	784,845
	合 計	1,764,145
負債純資産及び部	流動負債	905,590
	固定負債	257,196
	資本	601,359
	剰余金	30,000
	利益剰余金	571,359
	その他利益剰余金	571,359
	うち当期純利益	(142,204)
合 計		1,764,145

第16期決算公告

令和8年5月29日

愛媛県南宇和郡愛南町久良392番地2

キョクヨーマリン愛媛株式会社

代表取締役社長 澤田 考弘

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目		金 額
資の産部	流動資産	1,248,429
	固定資産	100,882
	合 計	1,349,311
負債純資産及び部	流動負債	958,536
	固定負債	6,441
	資本	384,334
	剰余金	60,000
	利益剰余金	324,335
	その他利益剰余金	1,350
	うち当期純利益	322,984
合 計		1,349,311